

# 平成 29 年度三重県計画に関する 事後評価

平成 3 0 年 8 月  
三重県

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 50 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助金	【総事業費 (計画期間の総額)】 65,552 千円
事業の対象となる区域	桑員地域・三泗地域・鈴亀地域・津地域・伊賀地域・松阪地域・伊勢志摩地域・東紀州地域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成29年4月1日～令和3年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県における看護職員数は年次推移をみると増加傾向にあるものの、人口10万当たりの従事者は全国下位に位置しているなど、その確保がきわめて重大な課題となっていることから、看護教育の内容を充実し、養给力の向上を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：県内の看護職員従事者数 21,135 人（平成26年）を令和6年までに 24,530 人にする。</p>	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所の教育内容の充実を図るため、運営に必要な経費に対して補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護師等養成所 12 施設に補助をする（令和2年度）。	
アウトプット指標（達成値）	看護師等養成所 12 施設に対して運営に必要な経費補助を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：県内の看護職員従事者数 観察できなかった→令和2年度調査結果が未集計のため（厚生労働省の集計結果が公表され次第、把握できる見込み）。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 看護師等養成所の運営に必要な経費に対して補助を行うことで、看護師等養成所の教育内容の確保・充実が進んだと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 看護師等養成所の教育内容の充実を図るため、適切な補助事業ができたと考える。</p>	
その他		